

福井県福祉サービス第三者評価結果取扱要領

福井県福祉サービス第三者評価機関認証要綱第3条の規定に基づき、福井県福祉サービス第三者評価結果取扱要領を次のように定める。

(評価結果基準)

第1条 評価機関は、福祉サービス第三者評価事業の評価結果を公表するときは、別に定める福祉サービス第三者評価結果によるものとする。ただし、その評価結果表の内容を満たした上で、独自で実施した評価結果も加えて公表することができるものとする。

(評価結果の取りまとめ)

第2条 評価機関での評価結果の取りまとめは、評価事業を実施した評価調査者を含めた2名以上の合議により行うものとする。

2 評価決定委員会を設置している評価機関においては、取りまとめた評価結果について、評価決定委員会の承認を得るものとする。

(評価結果の公表への同意)

第3条 評価機関は、取りまとめた評価結果について、評価を実施した福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）に報告し、評価内容を十分に説明するとともに、利用者等の福祉サービスの選択に資するため評価結果を公表することについて、評価を実施した事業者から同意を得るものとする。

2 評価結果を公表することについて、評価を実施した事業者から同意を得られない場合は、公表しないものとする。

(基準等委員会への報告)

第4条 評価機関は、評価結果の公表について、評価を実施した事業者から同意の有無の決定を受けた後30日以内に、その評価結果及び公表の同意の有無を福祉サービス第三者評価結果報告書（別紙様式）により基準等委員会に報告するものとする。

2 基準等委員会は、その公表内容について、個人情報等のプライバシーの問題がないかを確認した上で受領するものとする。

(評価機関における公表)

第5条 評価機関は、基準等委員会への報告の後、公表内容を当該評価機関のホームページ等により公開するとともに、当該評価機関の事務所に公表書類を備えて閲覧可能な状態にしておくものとする。

2 評価機関は、やむを得ない場合は、基準等委員会に対して評価結果及び公表の同意の有無を報告することにより、前項の公表に替えることができるものとする。

3 公表の期間は、評価実施時の翌年度の初日から起算して3年間とする。

(基準等委員会における公表)

第6条 基準等委員会は、評価機関から公表内容の報告を受けたときは、第1条で定める福祉サービス第三者評価結果により公表を行うものとする。

2 公表は、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）に掲載して行うものとする。

3 公表の期間は、評価実施時の翌年度の初日から起算して3年間とする。

(書類の保存年限)

第7条 評価機関は、評価結果及び公表に関するすべての文書について、公表が終了した年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。